

# 仙台市創エネルギー導入促進助成金交付要綱

平成 27 年 11 月 4 日  
まちづくり政策局長決裁

## (総則)

第 1 条 仙台市創エネルギー導入促進助成金（以下「助成金」という。）の交付については、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年 3 月 31 日仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第 2 条 この助成金は、エネルギー供給の複線化による都市の強靱化や仙台発の独創的、挑戦的なエネルギーの研究開発拠点づくりを進めるため、エネルギー関連事業や研究開発施設等の立地を促進することを目的とする。

## (定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利を目的として事業を行う者をいう。
- (2) 事業所 事業者がその事業の用に直接供する施設をいう。
- (3) 施設等 事業の用に直接供する土地、建物及び生産設備をいう。
- (4) 設置 事業所を新設又は増設することをいう。
- (5) 新設 市内に創エネルギー関連事業所を有しない者が、市内に新たに創エネルギー関連事業所を開設することをいう。
- (6) 増設 市内に創エネルギー関連事業所を有する者が、既存の創エネルギー関連事業所を閉鎖若しくは縮小をすることなく新たに創エネルギー関連事業所を開設すること又は事業規模を拡大する目的で既存の創エネルギー関連事業所について設備更新以外の拡張を行うことをいう。
- (7) 設備更新 市内に事業所を有する者が、既存の事業所について土地又は建物の拡張を伴わずに事業の用に直接供する設備を更新又は追加することをいう。
- (8) 投下固定資産相当額 事業所の設置に伴い新たに取得又は賃借した施設等について、別表第 1 の上欄に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる投下固定資産相当額の算式によって算定した額をいう。
- (9) 固定資産税等相当額 事業所の設置に伴い新たに取得又は賃借した施設等について、別表第 1 の上欄に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる固定資産税等相当額の算式によって算定した額をいう。ただし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 367 条（固定資産税の減免）及び第 702 条の 8 第 7 項（都市計画税の減免）若しくは附則第 55 条（原子力発電所の事故に関して住民に対し避難指示等を行うことの指示の対象となった区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等）又は仙台市市税条例（昭和 40 年仙台市条例第 1 号）第 11 条（市税の減免）の規定により固定資産税又は都市計画税が減免されたときは、取得した施設等に係る固定資産税等相当額とは、減免後の固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。
- (10) 新規雇用者 事業所の設置に伴い、新たに雇用された者で次に掲げる要件を満たす者をいう。

- ア 本市内に住所を有している者
  - イ 社会保険の被保険者
  - ウ 1年以上継続して雇用される予定の者
- (11) 新規異動者 既に雇用されている者のうち、事業所の設置に伴い新たに当該事業所に本市外の事業所から異動した者で、前号に掲げる要件を満たす者をいう。
  - (12) 正社員 事業者と期間の定めのない雇用契約を締結している新規雇用者又は新規異動者をいう。
  - (13) 委員会 仙台市創エネルギー導入促進助成金交付事業審査委員会設置要綱（平成27年11月4日市長決裁）に規定する仙台市創エネルギー導入促進助成金交付事業審査委員会をいう。
  - (14) エネルギー 電気、熱及び燃料製品をいう。
  - (15) エネルギー関連事業 前号に掲げるエネルギーの製造又は転換及び供給を行う事業をいう。
  - (16) 需要家 エネルギーについて、その供給を必要とし、供給を受けて使用するものをいう。
  - (17) 研究 新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究をいう。
  - (18) 開発 新しい製品・サービス・生産方法・技術についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいう。
  - (19) 実証実験 新たに開発した製品・サービス・生産方法・技術などを、実際の場面で使用し、実用化に向けての問題点を検証することをいう。
  - (20) 事業に着手する日 事業所の設置に伴い、建物を新規に取得する場合にあつては建物の工事着工予定日、建物を賃借する場合にあつては建物の賃貸借契約締結日をいう。ただし、中古の建物を取得する場合は売買契約締結日をいう。又は、設備更新に伴い、生産設備を取得する場合にあつては生産設備の取得日、生産設備を賃借する場合にあつては生産設備の賃貸借契約締結日をいう。
  - (21) 創エネルギー関連事業所 エネルギー関連事業を行う事業所若しくは次世代エネルギー又はエネルギーに関する革新的な技術等の研究開発又は実証実験を行う事業所をいう。

（交付対象事業）

第4条 この要綱による助成金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号のいずれかを満たすものとする。ただし、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号の規定による一般送配電事業者又は電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年6月18日法律第72号）による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号の規定により一般電気事業者であった者によるものを除く。

- (1) エネルギー関連事業に該当する事業所であり、次のアからオを満たしたものであること。ただし、風力発電及び太陽光発電事業に該当する事業所にあつては、次のアからウ及びオを満たしたものであること。
  - ア 事業所の設置に伴い、新たに取得又は賃借した施設等について、その投下固定資産相当額が1億円以上であること。ただし、別表第2に掲げる区分に該当する事業にあつては、1千万円以上であること。
  - イ 仙台市内の第三者である需要家に対してエネルギーを供給すること。ただし、他のエネルギー関連事業者を経由して供給する場合を含む。
  - ウ 環境負荷の少ないクリーンなエネルギーを扱う事業であること。

エ 第三者の需要家に対して、気象条件等に左右されず安定的なエネルギーの供給が可能であること。

オ 地域の防災やまちづくりに貢献するものであること。

(2) 次世代エネルギー又はエネルギーに関する革新的な技術等の研究開発又は実証実験を行う事業所であり、その設置に伴い、新たに取得又は賃借した施設等について、その投下固定資産相当額が1千万円以上であること。

2 前項に該当する交付対象事業のうち、本市又は本市が資本金を出資する団体から事業所の設置又は設備更新に対する補助金・助成金を受けるものについては、同項の規定にかかわらず、この要綱に基づく助成を受けることができないものとする。

(交付対象者)

第5条 この要綱による助成を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 前条に規定する交付対象事業に係る事業所において事実上事業を行っている者であること
- (2) 市税を完納していること
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと

(助成金の額)

第6条 交付対象事業のうち、事業所を新設する場合は、新たに取得又は賃借した施設等の各年度における固定資産税等相当額の合計額、事業所を増設する場合は、新たに取得又は賃借した施設等の各年度における固定資産税等相当額の合計額に100分の90を乗じた額を上限とし、当該事業所の操業開始後最初の5箇年分（ただし、第4条第1項第1号に規定するエネルギー関連事業に該当する事業所のうち風力発電及び太陽光発電事業に該当する事業所、又は第4条第1項第2号に規定する研究開発又は実証実験を行う事業所にあつては、3箇年分。）を対象として交付する。

2 前項の規定にかかわらず、仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）附則第26項（復興特区法に基づく5年間の減免）の規定が適用されるときは、操業開始後最初の5箇年分に代えて同項の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の免除措置終了後最初の5箇年分を対象として交付することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、交付対象事業が第4条第1項第2号に規定する実証実験に該当する場合で、前3項に定める交付対象期間に達する前に実証実験を終了する場合は、実証実験を終了した年までを対象として交付する。

4 交付対象事業について、当該事業所における正社員の合計人数が5人以上である場合は、その合計人数に60万円を乗じた額を、操業開始から最後の助成金の交付までの間に1回限り交付する。

5 助成金の算定において1万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額をもって助成金の額とする。

(助成金の交付の指定の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付指定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出し、市長に助成金の交付の指定の申請を行わなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 申請者に係る商業登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書

- (3) 会社概要書
  - (4) 直近3箇年分の決算報告書
  - (5) 施設等を賃借する場合にあっては、賃貸借契約書の写し又はこれに準ずるもの
  - (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認を要する場合にあっては、同法第6条第1項に規定する確認の申請書（建築計画概要書及び設計図書を含む。）、同法同条同項に規定する確認済証及び同法第7条第5項に規定する検査済証の写し
  - (7) 環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）又は仙台市環境影響評価条例（平成10年12月16日仙台市条例第44号）の対象事業に該当する場合には、同法第21条に規定する環境影響評価書の写し（同法第25条に基づく補正を行った場合は、補正後の環境影響評価書の写し）、又は同条例第19条に規定する環境影響評価書の写し
  - (8) 委員会の審査のために必要な書類で市長が定めるもの
  - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 助成金交付指定申請書（様式第1号）及び前項第1号から第4号及び第7号に掲げる書類の提出期限は、原則として事業に着手する日の60日前までとする。ただし、新たに取得した当該事業の用に供する建物が中古資産である場合は、操業開始の日の60日前までとする。また、前項第5号、第6号及び第8号に掲げる書類は遅滞なくこれを提出しなければならない。

（助成金の交付の指定の申請に係る事前協議）

第8条 前条の規定に基づき助成金の交付の指定を受けようとする者は、会社外に向けた当該事業所の設置に係る一切の意思表示に先立ち、市長と協議するよう努めなければならない。

2 前項の協議については、文書により行うこととする。

（助成金の交付の指定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請が到達してから120日以内に、委員会の意見を聴取した上で、これを審査し、適当と認めるときは、申請者に対し助成金交付指定通知書（様式第3号）により助成金の交付の指定を行うものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは条件を付すことができる。

（交付対象事業の操業開始の届出）

第10条 助成金の交付の指定を受けた者は、交付対象事業について、操業を開始したときは、遅滞なく操業開始届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付対象事業の変更）

第11条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象事業で扱うエネルギーの種類又は研究開発、実証実験の対象となる技術等に変更を生じないもの
- (2) 第4条に規定する交付対象事業の要件への適合性に影響を与えないもの
- (3) 助成金の交付の指定の申請の時に計画していた施設等の主要な構造・仕様・利用形態等を変更しないもの

(4) 助成金の額に変更を生じないもの

- 2 助成金の交付の指定を受けた者は、前項に定めるものを除き、交付対象事業を変更する場合は、交付対象事業変更届（様式第5号）に必要な書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。この場合において、市長は必要に応じ委員会の意見を聴取することができる。

（交付対象事業の休止又は廃止の届出）

第12条 助成金の交付の指定を受けた者は、交付対象事業を休止し又は廃止した場合は、遅滞なく交付対象事業（休止・廃止）届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 助成金の交付の指定を受けた者は、交付対象事業が第4条第1項第2号に規定する実証実験に該当し、実証実験を終了した場合は、前項に規定する交付対象事業（休止・廃止）届と併せて実証実験成果報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付の指定の承継）

第13条 助成金の交付の指定を受けた者から相続、譲渡、合併等により交付対象事業を承継した者が当該指定の要件に適合すると市長が認めるときは、当該交付対象事業を承継した者は、引き続き助成金の交付の指定を受けることができる。

- 2 前項の規定に基づき助成金の交付の指定の承継を受けようとする者は、交付対象事業について、助成金交付指定承継申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付の指定の承継の承認）

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、申請者に対し助成金交付指定承継承認書（様式第10号）により助成金の交付の指定の承継の承認を行うものとする。

（助成金の交付の指定の取り消し等）

第15条 市長は、助成金の交付の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員会の報告を勘案しつつ、助成金交付指定取消し等通知書（様式第11号）により、その指定を取り消し、助成金の交付を停止し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の指定を受けたとき
- (2) 助成金の交付の指定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 第18条第1項に定める交付対象事業を継続すべき期間に達する前に、交付決定の対象となった事業所の事業を休止、廃止、縮小したとき
- (4) 第18条第1項に定める交付対象事業を継続すべき期間に達する前に、委員会が審議を行った事項に著しい変更があったとき
- (5) 交付決定の対象となった事業所をその事業以外の用途に供したとき
- (6) 市税、使用料その他公課を滞納したとき
- (7) 事業所の操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき
- (8) 操業継続報告書または実証実験成果活用状況報告書の提出を怠ったとき
- (9) 第6条第1項の規定に基づき算定される助成金の交付の指定を受けた者が指定の通知を受けた

日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に操業を開始し、第10条の規定による届け出をしないとき

(10) その他市長が助成措置を講ずること又は講じたことが不相当であると認めるとき

- 2 前項第3号及び第8号に該当する事実が発生し助成金の返還を命ずる場合の返還額は、事実の発生した日が助成対象期間が終了する年度までの間である場合は、交付された助成金の全額、助成対象期間が終了する年度の翌年度以降である場合は、交付した助成金の額に助成対象期間が終了した年度の翌年度から起算して事実が発生した年度の前年度までの年数を5年から減じた年数を5年で除した割合を乗じた額とする。なお、返還額の算定において1万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額をもって返還額とする。

(助成金の交付の申請)

第16条 助成金の交付の指定を受けた者が助成金の交付を受けようとするときは、交付対象事業について、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書(様式第12号)
  - (2) 事業報告書(様式第13号)
  - (3) 最新の決算報告書
  - (4) 最新の会社概要書
  - (5) 施設等を取得した場合にあっては、取得した施設等に係る固定資産税・都市計画税納税通知書の写し
  - (6) 施設等を取得した場合にあっては、取得した施設等に係る固定資産課税台帳登録証明書及び当該固定資産課税台帳の写し
  - (7) 法人市民税、固定資産税、都市計画税及び事業所税にかかる納税証明書並びに市税の滞納がないことの証明書
  - (8) 施設等を賃借した場合にあっては、賃借した施設等に係る請求書の写し又はこれに準ずるもの
  - (9) 施設等を賃借した場合にあっては、賃借した施設等に係る領収書の写し又はこれに準ずるもの
  - (10) 正社員に係る労働者名簿の写し
  - (11) 正社員に係る雇用契約書の写し
  - (12) 正社員が社会保険の被保険者であることを証明するもの又はその写し
  - (13) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号から第6号に掲げる書類の提出期限は、原則として第6条の規定に基づく助成対象期間の各年の8月末日までとする。また、前項第7号から第13号に掲げる書類は遅滞なくこれを提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、当該申請額を上限として翌年度の歳出予算として計上することができる。

- 2 前項の歳出予算が議会により議決された場合、当該予算の範囲内で申請者に対し助成金交付決定通知書(様式第14号)により助成金の交付の決定を行うことができる。
- 3 助成金の交付を受けようとする者は、交付対象事業について、前項の助成金の交付の決定を受けたときは、請求書(様式第15号)を助成金交付決定通知書が到達した日から30日以内に市長に提出し

なければならない。

(操業の継続等)

第 18 条 助成金の交付を受けた者は、交付対象事業について、助成対象期間が終了する年度の翌年度から起算して 5 年が経過するまでの間（交付対象事業が第 4 条第 1 項第 2 号に規定する実証実験に該当する場合は、第 7 条第 1 項に基づき提出した事業計画書に記載された操業終了予定日に達するまでの間）、交付対象事業を継続しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者は、交付対象事業について、助成対象期間の最後の助成金の交付決定の通知を受けた日から 5 年を経過するまでの間、操業継続報告書（様式第 16 号）（交付対象事業が第 4 条第 1 項第 2 号に規定する実証実験に該当し、実証実験を終了した場合は、実証実験成果活用状況報告書（様式第 17 号））に必要な書類を添えて、毎年 8 月末日までに市長に提出しなければならない。

(事業経過報告書の提出)

第 19 条 第 6 条第 3 項の規定を適用する場合は、仙台市市税条例（昭和 40 年仙台市条例第 1 号）附則第 26 項に基づく固定資産税及び都市計画税の免除措置を受ける間、事業経過報告書（様式第 18 号）に必要な書類を添えて、毎年 8 月末日までに市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第 20 条 助成金の交付を受けた者は、交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ助成対象期間が終了する年度の翌年度から 5 年を経過するまで保存しておかなければならない。

(実施細目)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 27 年 11 月 9 日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 現に改正前の仙台市創エネルギー導入促進助成金交付要綱第 9 条の規定によりなされた助成金の交付の指定については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

(この要綱の廃止)

- 2 この要綱は、令和13年3月31日までに廃止するものとする。

(検討)

- 3 市長は、必要に応じこの要綱の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。



別表第1（第3条関係）

施設等の区分	投下固定資産相当額の算式	固定資産税等相当額の算式
1 取得した土地	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の評価額とする。	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の課税標準額に1,000分の17(都市計画税が課税されない地域にあつては1,000分の14)を乗じた額とする。
2 取得した建物	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の評価額とする。	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の課税標準額に1,000分の17(都市計画税が課税されない地域にあつては1,000分の14)を乗じた額とする。
3 取得した生産設備	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の評価額とする。	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の課税標準額に1,000分の14を乗じた額とする。
4 賃借した土地	月額賃借料に100を乗じた額とする。ただし、算定における月額賃借料は1平方メートルあたり500円を限度とする。	当該資産に係る投下固定資産相当額に1,000分の17(都市計画税が課税されない地域にあつては1,000分の14)を乗じた額とする。
5 賃借した建物	月額賃借料に70を乗じた額とする。ただし、算定における月額賃借料は1平方メートルあたり5,000円を限度とする。	当該資産に係る投下固定資産相当額に1,000分の17(都市計画税が課税されない地域にあつては1,000分の14)を乗じた額とする。
6 賃借した生産設備	月額賃借料に18を乗じた額とする。ただし、算定における月額賃借料は物件価格の100分の3を限度とする。	当該資産に係る投下固定資産相当額に1,000分の14を乗じた額とする。

別表第2（第4条関係）

区分
1 風力発電
2 小水力発電
3 バイオマス発電（バイオマス専焼に限る）
4 バイオ燃料生産
5 地熱発電（バイナリー方式）
6 バイオマス熱利用
7 未利用熱の活用
8 地中熱利用